

平成27年 5月26日に

「空家等対策の推進に関する特別措置法」

が完全施行されました。

これってどんなもの？

管理不全な空き家等は、地域の生活環境や景観など、多岐にわたり悪影響を及ぼします。

空家等の対策を推進することで・・・

- 市民の生命・財産の保護
- 地域の安全で安心な生活環境の保護
- 空き家等を活用した地域の活性化などを目指します。

「空き家等」

- 村内に所在し、日頃より居住その他の使用がなされていない住居や物置などの建物をいう。
- 建物に附属する塀や門などの工作物や敷地（立木、その他土地に定着するもの）も空き家等に含まれる。

「管理不全な空き家」



- 建物の老朽化や自然災害等によりそのまま放置した場合、倒壊や建物の一部が飛散するなど、**保安上危険**となる恐れのある状態
- 誰でも容易に侵入できる状態で、放火その他の犯罪を誘発する可能性があり、**衛生上有害**となる恐れのある状態
- 外観等の破損や立木、雑草の繁茂など適切な管理が行われていないことにより著しく**景観を損なっている**状態
- その他周辺の**生活環境の保全**を図るために放置することが不適切である状態

「所有者の責務」

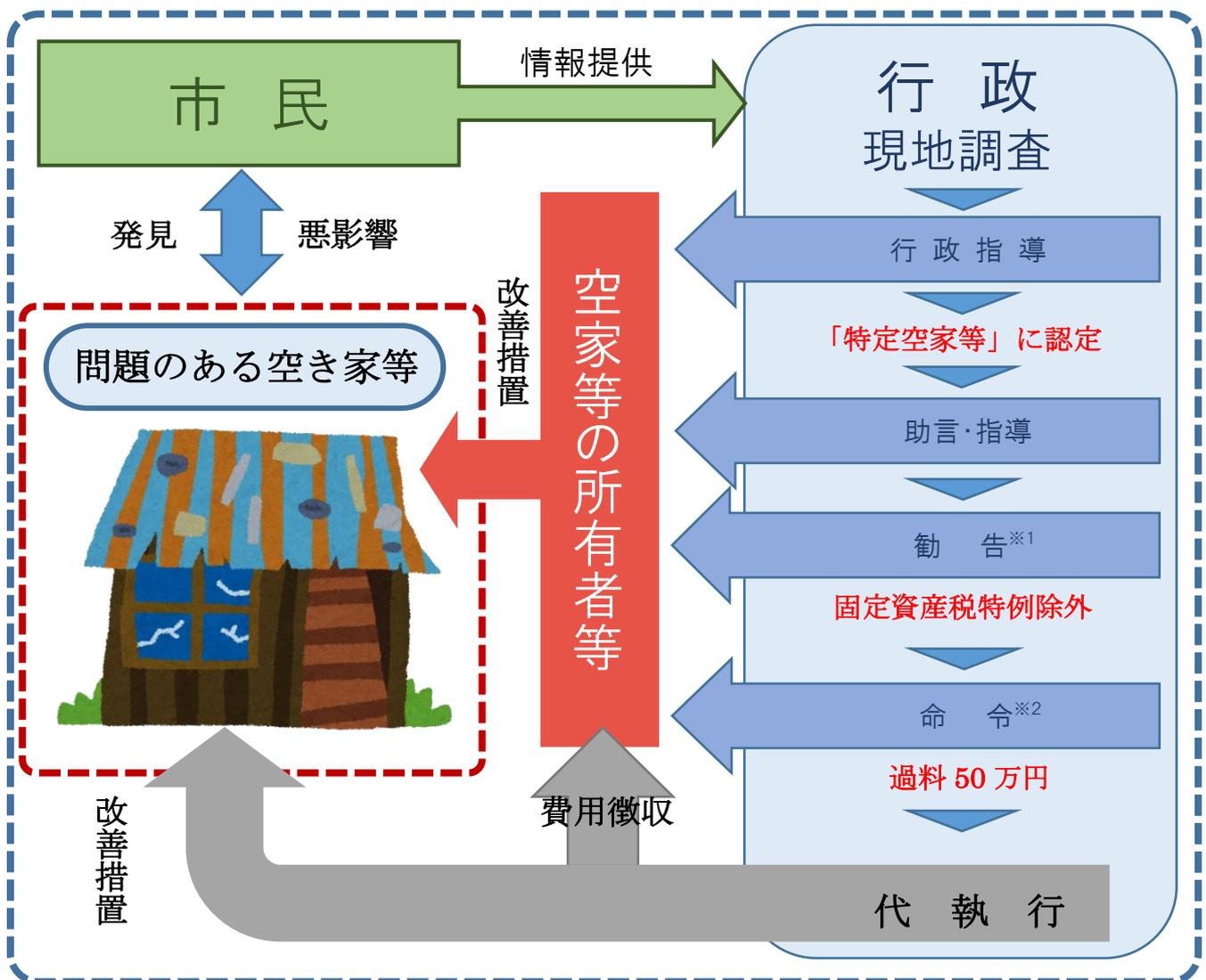
- 「所有者等」とは、空き家等所有者以外に、相続人や管理人などが含まれます。
- 「所有者等」は所有する空き家等に関して、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理を行わなければなりません。

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「空家等」「特定空家等」に対する対応について

村は、村民からの相談・通報を受け、現地調査を行います。問題のある「空家等」として判明した場合、空き家等の所有者に対して行政指導を行います。

空家等の状態が改善されず、「特定空家等」と認められた場合、助言・指導を行い、それでもなお改善されない場合は勧告等を行うこととなります。

全体として下図のような流れで対応いたします。



※1 勧告が実施されると、翌年から土地の固定資産税等の住宅用地特例が除外され、軽減措置を受けられなくなります。

※2 命令に違反すると、50万円以下の過料に処せられます。

【空き家についてのご相談・情報をお寄せ下さい。】

美浦村役場 生活安全課 (〒300-0492 美浦村受領1515番地)

電話 029-885-0340 (内線 214・215) Fax. 029-885-4953

Eメール kankyo@vill.miho.lg.jp

